## 鳥取県告示第 385 号

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。)第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 委任させた事務及び委任を受けた出納員

次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。

- 次の表の左懶に掲げる事務をそれそれ回表の右懶にf -	
委任させた事務	委任を受けた出納員
鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等	鳥取県総務部人権局同和対策課
の規則(平成 19 年鳥取県規則第 54 号)附則第2項	課長補佐 小林 誠
の規定によりなおその効力を有することとされる	副 主 幹 柿本 浩和
同規則第1条の規定による廃止前の鳥取県専修学	主 事 濱橋 正彰
校等奨学資金貸与規則(昭和 62 年鳥取県規則第 56	
号) 第 13 条第1項の規定により返還される奨学金	
の収納事務	
児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 23 条	鳥取県福祉保健部子ども家庭課
第1項に規定する不正利得の収納事務及び同法第	課長補佐 小林 真司
28 条に規定する届出を怠ったことによる過払金の	課長補佐 福谷 紀男
収納事務	DV・母子支援係長 川上 裕子
中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業	鳥取県商工労働部経済政策課
関係法律の一部を改正する法律(平成 11 年法律第	金融係長 福田 憲一
222 号)附則第4条の規定によりなお従前の例によ	主事 西村 英士
ることとされる同法による改正前の中小企業近代	
化資金等助成法(昭和 31 年法律第 115 号)第3条	
の規定に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化	
資金等貸付規則(昭和63年鳥取県規則第31号)第	
3条の規定に基づく貸付金の収納事務	
農業改良資金助成法(昭和 31 年法律第 102 号)第	鳥取県農林水産部経営支援課
2条に規定する農業改良資金の収納事務	副主幹 川口 芳生
鳥取県漁業研修支援資金貸付規則(平成 12 年鳥取	鳥取県農林水産部水産振興局水産課
県規則第96号)第12条の規定により返還される貸	水産振興室長 三木 教立
付金の収納事務	課長補佐 西尾 泰司
	副主幹 坂本 友明
久本砕石株式会社役員に対する損害賠償請求事件	鳥取県県土整備部治山砂防課
(平成 14 年(ワ)第 182 号)の債権に係る収納事	課長補佐 森本 茂樹
務	
<b>禾</b> /1 知目	ı

## 2 委任期間

平成19年4月20日から平成20年3月31日まで